

研究・活動内容

【はじめに】

本校は、1954 年に県西部地域を中心に活躍する医療の担い手を育成する目的で准看護師養成所として設立された歴史と伝統を尊重する准看護師養成所である。専任の看護教員ばかりではなく浜松市医師会の会員である医師、浜松市内の医療現場で活躍する看護師も教育に関心を持って准看護師の育成に取り組んでいる。本校で養成された准看護師は、人を大切に思う心をもって人々の生活の豊かさを追求し、地域に主体的に貢献できる専門職者を目指している。

当校の歴史は 70 年にも及び、その間約 3000 人の卒業生が浜松市を中心に静岡県全域の地域医療の一翼を担って活躍・貢献している。

当校の入学者の平均年齢は 33 歳で、一般的な看護学校に比して高く、様々な年齢層の学生がお互いに切磋琢磨しながら就学している。また就労しながら 2 年という比較的短期間で資格取得が可能であるという当校の特徴もあり、一般の方々の医療人へのキャリアアップ実現に貢献している。

本稿では、本校に関するこれまでの歴史・施設・活動と学生教育、地域で准看護師として活躍している卒業生の状況を紹介するとともに、今後の展望と課題について述べる。

【歴史】

現在の浜松市医師会看護高等専修学校の前身は、1925 年に当時の医師会会員や篤志家からの寄付で発足した財団法人浜松博愛看護婦学校である。1945 年 6 月 18 日の浜松大空襲で一切を焼失し、閉校もやむを得ない状況に陥ったが、近隣の幼稚園、診療所、銀行集会所などを利用し寺子屋教育で乗り切り、1949 年に浜松市医師会館が完成した際に、その二階を教室とすることになった。1951 年の同校廃校までに 345 名の看護師を輩出し、特に戦時中看護師を多数必要とした時代には、傷病者の看護に多大な貢献をした⁽¹⁾。1948 年保健婦助産婦看護婦法が制定され、新制大学程度の教育と国家試験による甲種看護婦と新制高校程度の教育と知事免許による乙種看護婦に区別されたが、わが国の実状にそぐわず、1951 年に改正され現在の看護師と准看護師に区別された⁽²⁾。これを機会に准看護婦養成の機運が高まり、1954 年浜松市紺屋町 104 番地（旧医師会館内）に保健師助産師看護師法の規定による浜松市医師会附属准看護婦養成所として指定を受け設立された。1968 年浜松市医師会付属准看護学院への名称変更、1983 年浜松市鴨江 2 丁目 11 番地 2 号に移転、浜松市医師会看護高等専修学校への名称変更、2010 年浜松市伝馬町 311 番地の 2 に移転などを経て現在に至る⁽³⁾。

【施設】

浜松市医師会館の 2-4 階に教室・研究室・実習室・職員室、ランチルーム、7 階には体育館兼講堂がある（図 1）。体育館兼講堂は移動式座席を備え 248 人を収容でき、看護学校の各種イベントで利用される（図 2）。基礎看護実習室（図 3）では 4 人で 1 ベッドを使用し、看護者として基本的な技術を学ぶ。成人・母子看護実習室には至近距離から見学可能な通路があり、細部に至るまで詳しく学ぶことができる（図 4）。在宅看護実習室は居住空間を再現した臨場感あふれる環境の中で、生徒の学習意欲も向上している（図 5）。視聴覚

教室は階段教室や、豊富な視聴覚教材に囲まれた環境で学習効果を高めることが可能である（図6）。第1・2教室ではAV機器を効果的に使用し、集中できる学習環境を提供している（図7）。廊下には人体模型をはじめ、医学・看護学の理解を深める多くの器具が展示され、実際に使用できる（図8）。

落ち着いた和の空間で教養を育み、授業でも利用される休養室（図9）や明るく清潔感あふれ、心も体もリフレッシュできるランチルーム（図10）も完備している⁽³⁾。

【活動内容】

准看護師養成事業の概要

生徒募集・入試による合格者選考、二年間にわたる座学・実習による医学・看護学教育を経て医師・歯科医師または看護師の指示のもとに療養上の世話または診療の補助ができる知識・技術・態度を習得し、実践できる准看護師を育成している。さらに医療施設就職への橋渡し、正看護師を目指しての進学に関する指導も行っている。以下に当校の事業内容をA 人員募集、B 医学・看護教育、C 情操教育・年間行事、D 本校の教育概念、E 自己点検・自己評価 に分けて解説する。

A 人員募集

＜宣伝活動＞

浜松市・磐田市などの医療福祉機関に本校のパンフレット配布や浜松市医師会ホームページ（図11 <https://hamamatsu-ishikai.com/school/introduction/>）、FMハローによる施設紹介、年3回程度行われる学校説明会、例年6-8月に開催される看護協会主催の学校説明会等。

＜募集対象＞

募集人員 50名。

本校が求めている入学生は以下。

- 1) 准看護師になりたい意志のある人
- 2) 素直に人の意見を受け入れられる人
- 3) 目的達成のために努力できる人
- 4) 集団の中で協力できる人
- 5) 地域や社会に貢献したい気持ちのある人
- 6) 常識や礼節のある人
- 7) 人に関する心を向けられ、関わることが好きな人

このような人材を入学試験で選抜できるよう努力している。

＜選抜方法＞

（一般入試・推薦入試 共通）

中学校卒業者及び受験年度の3月卒業見込者、又はそれ以上の学歴を有する者。

（推薦入試）

合格の際は必ず入学する者。

（1）高校生推薦入試

静岡県内の高等学校を2026年3月に卒業見込の者

（2）社会人推薦入試

静岡県内の医療・介護・福祉関連施設に正規職員として1年以上継続して就労している者。

＜入学試験＞

前期入試（11月）と後期入試（3月）で、それぞれ一般入試と推薦入試で選考する。試験会場は本校。

1) 一般入試

国語・作文・一般教養・面接・グループワーク

2) 推薦入試

一般教養・面接

合格発表は入学試験翌週の土曜日正午。学校玄関（2階）掲示及び本校ホームページで行う。

B 医学・看護教育

本校の医学・看護教育の目標を次の1-5にまとめる。

- 1 准看護師として医師、歯科医師または看護師の指示のもとに、療養上の世話または診療の補助に必要な基礎的な知識・技術・態度を習得する。
- 2 人間を身体的・精神的・社会的な側面から把握し、対象者を生活する人として理解する基礎的能力を養う。
- 3 人間として自らを見つめ、豊かな感性を養い、コミュニケーション能力を身につける。
- 4 看護実践における自らの課題に取り組み、常に問題意識をもち、自ら学ぶ態度を養う。
- 5 保健医療福祉チームにおける各職種の役割を理解し、多様な場においての准看護師の役割を果たす基礎的能力を養う。

これらを教育目標として、以下に分野ごとの教育内容詳細を記す。

＜基礎分野＞

地域のあゆみ 1年前期で行う。計35時間。

（1）浜松市の歴史と文化

①浜松市の歴史や文化から地域の特性を学ぶ。

（2）浜松市医師会の活動

①浜松市医師会および医学の概要、浜松市における保健・医療・福祉の実際から、地域医療構想について学ぶ。

（3）地域医療活動の実際1

（4）地域医療活動の実際2

①浜松市の地域医療活動の実際から、生活者の暮らしを支える地域医療について学ぶ。

＜専門基礎分野＞

1) 人体の仕組みと働きI 1年次前期で行う。計35時間。

（1）総論・人体の構成・体液

- ①解剖学・生理学とはどういうものか知り、人体各部の名称・位置や方向を示す用語を理解する。
- ②細胞、組織、器官とは何かを学び、細胞・器官の形態と構造、組織の構造と種類について理解する。
- (2) 内分泌系
内分泌の構造と機能を学ぶ。
- (3) 神経系
神経系の構造と機能を学ぶ。
- (4) 生活行動からみる体
①生活の視点から各器官系の概要を知る。
②生活の視点から体温調節のメカニズムについて学ぶ。
- 2) 人体の仕組みと働き II 1年次前期で行う。計 35 時間。
(1) 循環器系（脈管系）
心臓や血管、リンパの構造、機能などを学び、上肢・下肢、頸部の血液循環について理解する。
- (2) 呼吸器系
気道、肺の位置、構造、機能や酸素・二酸化炭素の体内の流れを理解し、呼吸の役割や生理について学ぶ。
- (3) 消化器系
各消化器官や付属腺の位置、構造、機能について学び、消化・吸収のメカニズムやエネルギー代謝について理解する。
- (4) 生活行動から見る体（生きる、息をする、食べる）
生活の視点（生きる、息をする、食べる）から解剖生理を学ぶ。
- 3) 人体の仕組みと働き III 1年次前期で行う。計 35 時間。
(1) 運動器系
①全身を構成する骨の形状や構造、筋肉の解剖生理、筋の運動について学ぶ。
- (2) 泌尿器系
①腎臓・尿管・膀胱・尿道の構造と機能について理解し、尿の生成、排尿のメカニズムについて学ぶ。
- (3) 生殖器系
①男性・女性生殖器の各器官とその機能、乳腺の構造と乳汁分泌のしくみを理解し、生殖の生理について学ぶ。
- (4) 感覚器系
①ヒトの感覚である体性感覚、内臓感覚、特殊感覚や感覚器の構造・機能を理解する。
- (5) 生活行動から見る体
①生活の視点（④出す⑤動く⑥お風呂に入る、眠る、見る・聞く・におう・味わう・痛む⑦生み育てる）から解剖生理を学ぶ。
- 4) 栄養学 1年次前期・後期で行う。計 35 時間。

- ①疾病を予防するための食生活について理解する。
 - ②食事摂取基準、栄養素とその代謝の基本的な知識と考え方を学ぶ。
 - ③食事療法における基本的な知識を学び、看護の役割を理解する。
 - ④特殊栄養法の種類と適用について学ぶ
- 5) 薬理学 1年次前期・後期で行う。計 35 時間。
- ①疾病の成り立ちと回復を理解するのに必要な薬物の基礎的知識を学ぶ。
 - ②各器官の区分と薬物の作用部位について理解する。
 - ③代表的な疾患・症状の治療に用いられる薬理作用と副作用について学ぶ。
 - ④安全な与薬における知識と看護の役割を学ぶ。
- 6) 疾病の成り立ち I 1年次前期で行う。計 35 時間。
- (1) 病理学総論
 - ①疾病の病因と病変の特徴を理解する。
 - (2) 免疫、血液・造血器疾患
 - ①血液・造血器疾患やアレルギー・自己免疫疾患と回復を促進する方法を看護の視点で理解する。
 - (3) 感染と予防
 - ①病原微生物の基礎知識を得て、感染の予防を理解する。
- 7) 疾病の成り立ち II 1年次前期・後期で行う。計 35 時間。
- (1) 呼吸器疾患
 - ①呼吸器疾患と回復を促進する方法を看護の視点で理解する。
 - (2) 循環器疾患
 - ①循環器疾患と回復を促進する方法を看護の視点で理解する。
 - (3) 消化器疾患
 - ①消化器疾患と回復を促進する方法を看護の視点で理解する。
 - (4) 脳・神経神経疾患
 - ①脳・神経疾患と回復を促進する方法を看護の視点で理解する
- 8) 疾病の成り立ち III 1年次前期・後期で行う。計 35 時間。
- (1) 内分泌・代謝疾患
 - ①内分泌疾患と回復を促進する方法を看護の視点で理解する。
 - (2) 腎・泌尿器疾患
 - ①腎・泌尿器疾患と回復を促進する方法を看護の視点で理解する。
 - (3) 性生殖器疾患・乳腺疾患
 - ①女性生殖器・乳腺疾患と回復を促進する方法を看護の視点で理解する。
 - (4) 運動器疾患
 - ①運動器疾患と回復を促進する方法を看護の視点で理解する。
- 9) 生活と薬 2年次前期・後期で行う。計 35 時間。
- (1) 看護職が遭遇する機会の多い対症療法に使用する臨床薬理について理解する。
 - (2) 事例を通して薬物療法における看護師の「与薬」の意味や効果的な「与薬」

を考える。

10) 保健医療福祉の仕組み・看護と法律 2年次前期・後期で行う。計 35 時間。

- (1) 地域包括ケアシステムの視点から多様な場における看護の基本的な機能と役割を理解する。
- (2) 対象を取り巻く保健医療福祉関係者間の協働の必要性を理解する。
- (3) 時代の変化に応じた法改正の実際を看護の関係法規から理解する。

＜専門分野＞

1) 看護概論 I 1年次前期で行う。計 35 時間。

(1) 看護の基盤

- ①看護の概念や位置づけを学ぶ。
- ②生活者としての対象の理解、准看護師の役割と機能について学ぶ。
- ③学びを通して看護の歴史や現在の看護のあり方、課題について考えることができる。

2) 看護概論 II 2年次前期・後期で行う。計 35 時間。

(1) 人として、看護師として、自分は何をなすべきか守るべき道理を考え、高い倫理観をえる。

- ①人としての倫理、医療における倫理を振り返る。
- ②看護職に求められる倫理を理解できる。
- ③「看護職の倫理綱領」を理解できる。
- ④看護の場で生じやすい倫理上の問題を考え、自己の倫理観を深化拡大できる。

(2) 人の尊厳・多種多様な価値観を尊重した社会をグローバルな視点で考えることで、看護の多様な場や人々を理解し自分自身のこれからの看護観を育成する。

- ①看護のニーズはあらゆる人々に普遍的であることが理解できる。
- ②看護の対象は地球上の人間すべてが対象であることを理解できる。
- ③災害時の看護活動について理解できる。
- ④国際看護活動について理解できる。

2) 基礎看護技術 I 1年次前期で行う。計 35 時間。

(1) 基礎看護技術とは (2) 環境

- ①看護実践の基盤となる基礎看護技術を理論的に理解できる。
- ②根拠や原理、法則に基づいた基礎看護技術を安全・安楽に実践するための知識・技術・態度を身につける。
- ③対象の持てる力、自立/自律を踏まえた援助の必要性を理解できる。

3) 基礎看護技術 II 1年次前期で行う。計 35 時間。

(1) 感染予防 (2) コミュニケーション (3) 觀察 (4) 活動と休息

- ①看護実践の基盤となる基礎看護技術を理論的に理解できる。
- ②根拠や原理、法則に基づいた基礎看護技術を安全・安楽に実践するための知識・技術・態度を身につける。
- ③対象の持てる力、自立/自律を踏まえた援助の必要性を理解できる。

4) 基礎看護技術 III 1年次前期・後期で行う。計 35 時間。

(1) 清潔・衣生活

- ①看護実践の基盤となる基礎看護技術を理論的に理解できる。
- ②根拠や原理、法則に基づいた基礎看護技術を安全・安楽に実践するための知識・技術・態度を身につける。
- ③対象の持てる力、自立/自律を踏まえた援助の必要性を理解できる。

5) 基礎看護技術 IV 1年次前期・後期で行う。計 35 時間。

(1) バイタルサイン (2) 食生活・排泄 (3) 身体各部の計測

- ①看護実践の基盤となる基礎看護技術を理論的に理解できる。
- ②根拠や原理、法則に基づいた基礎看護技術を安全・安楽に実践するための知識・技術・態度を身につける。
- ③対象の持てる力、自立/自律を踏まえた援助の必要性を理解できる。

6) 基礎看護技術 V 1年次後期で行う。計 35 時間。

(1) 記録と報告 (2) 看護過程 (3) 与薬 (輸血) (4) 罂法

- ①看護実践の基盤となる基礎看護技術を理論的に理解できる。
- ②根拠や原理、法則に基づいた基礎看護技術を安全・安楽に実践するための知識・技術・態度を身につける。
- ③対象の持てる力、自立/自律を踏まえた援助の必要性を理解できる。

7) 基礎看護技術 VI 1年次後期で行う。計 35 時間。

(1) 検査における看護 (2) 洗腸・導尿 (3) 穿刺・洗浄、吸 入・吸引

(4) 包帯法

- ①看護実践の基盤となる基礎看護技術を理論的に理解できる。
- ②根拠や原理、法則に基づいた基礎看護技術を安全・安楽に実践するための知識・技術・態度を身につける。
- ③対象の持てる力、自立/自律を踏まえた援助の必要性を理解できる。

8) 基礎看護技術 VII 2年次前期で行う。計 35 時間。

(1) 検査の基礎知識を理解し、看護師の役割、検体の正しい取り扱いを学ぶ。

(2) 洗腸・導尿の目的など基礎的な知識を理解し、援助の実際を学ぶ。

(3) 穿刺の補助、洗浄、吸引と吸入の目的など基礎的な知識を理解し、引・吸入の実際を学ぶ。

(4) 創傷管理の目的など基礎的知識を理解し、包帯法の実際を学ぶ。

(5) 罂法の目的など基礎的な知識を理解し、援助の実際を学ぶ。

9) 成人看護 1年次前期・後期で行う。計 175 時間。

(1) 概論

- ①ライフサイクルの視点から成人期を理解し、健康障害の特徴と対策を理解する。
- ②成人期の健康レベルに応じた看護のあり方を理解する。

(2) 呼吸器

- ①呼吸器疾患の基本的知識・主な疾患とその治療の概要を理解する。

②呼吸器疾患患者の看護を理解する。

(3) 血液・造血器

①血液・造血器疾患の基本的知識・主な疾患とその治療の概要を理解する。

②血液・造血器疾患患者の看護を理解する。

(4) 循環器

①循環器疾患の基本的知識・主な疾患とその治療の概要を理解する。

②循環器疾患患者の看護を理解する。

(5) 消化器

①消化器疾患の基本的知識・主な疾患とその治療の概要を理解する。

②消化器疾患患者の看護を理解する。

(6) 内分泌・代謝

①内分泌・代謝疾患の基本的知識・主な疾患とその治療の概要を理解する。

②内分泌・代謝疾患患者の看護を理解する。

(7) 腎・泌尿器

①腎・泌尿器疾患の基本的知識・主な疾患とその治療の概要を理解する。

②腎・泌尿器疾患患者の看護を理解する。

(8) 脳神経

①脳神経疾患の基本的知識・主な疾患とその治療の概要を理解する。

②脳神経疾患患者の看護を理解する。

(9) アレルギー・膠原病

①アレルギー疾患・膠原病患者の基本的知識・主な疾患とその治療の概要を理解する。

②アレルギー疾患・膠原病患者の看護を理解する。

(10) 感染症・結核

①感染症・結核患者の基本的知識・主な疾患とその治療の概要を理解する。

②感染症・結核患者の看護を理解する。

(11) 女性生殖器

①女性生殖器疾患の基本的知識・主な疾患とその治療の概要を理解する。

②女性生殖器疾患患者の看護を理解する。

(12) 皮膚(褥瘡)

①皮膚疾患の基本的知識・主な疾患とその治療の概要を理解する。

②皮膚疾患患者の看護を理解する。

(13) 運動器

①骨・関節・筋疾患の基本的知識・主な疾患とその治療の概要を理解する。

②骨・関節・筋疾患患者の看護を理解する。

(14) 眼

①眼疾患の基本的知識・主な疾患とその治療の概要を理解する。

②眼疾患患者の看護を理解する。

(15) 耳鼻咽喉

①耳鼻咽喉疾患の基本的知識・主な疾患とその治療の概要を理解する。

②耳鼻咽喉疾患患者の看護を理解する。

(16) 歯・口腔

①歯・口腔疾患の基本的知識・主な疾患とその治療の概要を理解する。

②歯・口腔疾患患者の看護を理解する。

10) 母子看護 1年次前期・後期で行う。計70時間。

(1) 母性看護概論

①母子保健の動向について学ぶ。

②女性の特性、ライフサイクル各期の特徴と看護について理解する。

(2) 母性看護の実際

①正常な妊娠、産婦、褥婦及び新生児の看護について理解する。

(3) 母性看護における異常

①妊娠婦、褥婦および新生児にみられる異常と看護について理解する。

(4) 小児の看護概論

①小児看護の特徴と小児保健の動向について学ぶ。

②小児の多様な場における看護の役割を学ぶ。

(5) 小児看護の実際

①小児の診療介助と小児看護の特殊技術を学ぶ。

②小児疾患の看護と小児の成長・発達段階を考慮した看護を理解する。

(6) 主な小児疾患

①小児期に起こる疾患の特徴を系統臓器別に理解する。

11) 老年看護 2年生前期で行う。計35時間。

(1) 高齢者やその高齢者を支える人々をライフヒストリーや精神的・身体的・社会的側面から理解し、あらゆる暮らしの場で生活する高齢者に対する看護を学ぶ。

(2) 高齢者にまつわる保健・医療・福祉の動向に常に関心を持ち、超高齢化社会で高齢者が豊かに暮らすための社会システムについて考えることができる。

(3) 高齢者の特徴を理解した上で生活を支える方法がわかる。

(4) 高齢者の生活におけるリスクマネジメントができるよう基礎的知識を学ぶ。また高齢者看護に携わる者として、高齢者のセクシュアリティを柔軟に捉えることができる。

(5) 認知症の基礎的知識を学び、認知症高齢者の特徴やケアについて理解する。

12) 精神看護 I 1年次前期で行う。計35時間。

(1) 概論

①精神看護の特性をつかみ、精神看護を提供するために必要な知識・態度を理解する。

(2) 心の健康と発達

①心の健康と発達段階の課題、心の働きとライフサイクルにおける心の危機について理解する。

②精神保健福祉の変遷、精神福祉対策について学び、人権擁護とノーマライゼーションの重要性を理解する。

(3) 精神障害者の診療と治療

①精神障害者の診断と治療について理解する。

1 3) 精神看護 II 2 年次後期で行う。計 35 時間。

①対象と看護者関係を築いていく上で必要な自己理解・他者理解を深める。

②精神看護において必要な看護技術について理解できる

③精神医療におけるチーム医療・リエゾン精神看護について理解できる。

④地域で生活する対象を支えるための看護の役割を理解できる。

1 4) 臨床看護概論 I 2 年次前期で行う。計 35 時間。

(1) 患者となって生活する人々に共通する問題から援助の対象である患者と家族を理解する。

(2) 疾病の 4 つの経過概念の意味を理解し、その経過時にある患者の心理・特徴を学ぶ。

(3) 外来看護から入院、退院時の看護の基本を理解し、在宅看護へと継続していく看護を学ぶ。

(4) 臨床で行われる治療・処置の特徴を理解し、それらを受ける患者の看護を学ぶ。

1 5) 臨床看護概論 II 2 年次前期・後期で行う。計 35 時間。

(1) 人間の生命維持と人間としての存在にかかわる主要症状から病態を捉え、それに対する看護のポイントを学ぶ。

(2) 臨床で行われる治療・処置の特徴を理解し、それらを受ける患者の看護を学ぶ。

1 6) 臨地実習 1 年次前期・後期で行う。計 210 時間。

(1) 基礎看護実習第 I -①段階

①暮らしの中に看護があることがわかる。

②看護の対象は生活者であることがわかる。

③自分の目指す准看護師像がイメージできる。

④学習内容

地域の診療所や病院、介護保険施設で看護実践活動を見学する。看護師と患者や 利用者との関わりや援助の見学を通して、看護の対象と看護の場、看護の役割や機能の実際について学ぶ。

(2) 基礎看護実習第 I -②段階

①患者のおかれている療養環境が理解できる。

②看護者が療養環境を整える意義が理解できる。

③自分の目指す准看護師像を描き、表現することができる。

④学習内容

病院で看護師に同行する見学実習を行う。患者の療養生活や看護師の援助を見学し、看護の目的や対象について理解を深める。

(3) 基礎看護実習第Ⅱ-①段階

①患者の身体的・精神的・社会的特徴を生活歴と関連させて述べることができる。

②患者に応じた適切なコミュニケーションを図ることできる。

③自分の物事の捉え方（特徴）を知り、今後の看護者としての課題を見出すことができる。

④学習内容

患者1名を生徒2名で受け持つ実習を行う。受け持ち患者とのコミュニケーションや看護師の行う援助の見学を通して、3つの側面から看護の対象を理解するとともに、援助的コミュニケーション技術の実際を学ぶ。

(4) 基礎看護実習第Ⅱ-②段階

①患者の状態に応じた日常生活援助を理解することができる。

②患者に必要な日常生活援助を指導者と共に安全・安楽に実施できる。

③実施した看護援助を振り返り、今後の看護者としての課題を見出すことができる。

④学習内容

患者1名を生徒2名で受け持つ実習を行う。受け持ち患者に既習の看護援助（環境整備、バイタルサイン測定、清潔援助など）を計画し、看護師指導のもと実施することで、患者に応じた基礎看護技術の重要性について学ぶ。

(5) 基礎看護実習第Ⅲ段階

①受け持ち患者における身体的・精神的・社会的側面の関連性や変化を理解することができる。

②受け持ち患者にとって回復につながる要素や現在行われている看護のあり方を理解しながら、看護援助を実践、評価することができる。

③協働して看護援助を行う上での自己の傾向を知り、今後の看護者としての課題を見出すことができる。

④学習内容

患者1名を生徒1名で受け持つ実習を行う。受け持ち患者の看護過程の展開を通じて、適切な援助方法や実施した内容を看護の視点で評価する。また、患者に援助を行う際にチームで協働する必要性について学ぶ。

1 7) 臨地看護実習

(1) 成人老年看護実習Ⅰ 急性期外科看護

(2) 成人老年看護実習Ⅱ 急性期内科看護

(3) 成人老年看護実習Ⅲ 回復期看護

- (4) 成人老年看護実習 IV 慢性・終末期看護
- (5) 成人老年看護実習 V 老年期看護
- (6) 母子看護実習
- (7) 精神看護実習

以上、総計 1890 時間の座学・実習を通して准看護師に必要な知識・技術を習得する (図 12)。

C 情操教育・年間行事

4月

①入学式

講師・来賓・在校生総出で新入生を迎える。毎年、校長より日々忘れてはならない目標とする一字を色紙にいただき、新入生全員が署名を行う (図 13)。

②三ヶ日研修

1・2 年生合同で三ヶ日青年の家で研修を行う。生徒同士の懇親を深め、「協働」の重要性を学習する (図 14)。コロナ前には一泊二日の宿泊研修であったが、コロナをきっかけに一度中断したが 2023 年より日帰り研修で再開した。

③医療者のための接遇マナー教室

外部講師をお招きし、接遇マナーの基礎学習から病院やクリニックでの電話対応等を学習する (図 15)。

7月

研修旅行

2 年生は実習の山を越えると、研修を兼ねた一泊二日の旅行に行っている (図 16)。

8月

スポーツ大会

学生同士の交流促進・連帯感向上を期待し、1・2 年生合同でスポーツ大会を行う (図 17)。

HUG 研修

1 年生は静岡県が開発した避難所運営ゲーム (HUG) を行う。ゲームを通じて、災害時に必要な看護をイメージすることを目的としている (図 18)。

10月

戴帽式

戴帽式は本校の一大イベントである。ナースキャップを廃止する看護学校や病院が増加する昨今、本校では 1 年生の一つの節目として戴帽の儀を取り入れ看護の道への信念を強く持ってもらっている (図 19)。

1月

看護実践発表会

2 年生が実習場での看護実践を振り返り、症例検討を行う。当日は 2 年生

だけでなく1年生や関係者の聴講もあり、フロアーから質問が飛び交い活発な討論が行われる（図20）。

3月

卒業式

准看護師として誇りと自信を胸に抱き、それぞれの看護の道に進む2年生を講師・来賓・在校生 総出で送り出している（図21）。

謝恩会

卒業式を無事終え、2年間お世話になった講師の先生や臨地実習施設の指導者の方々をお招きして謝恩会を行っている（図22）。

図23に年間の講義・実習・行事の流れを示す⁽³⁾。

D 本校の教育概念（図24）

本校の校章にも刻まれている松の木は、「不老長寿」であることから本校の長い歴史と重ね、松の木の上下左右へ枝を広げて高く成長していく姿を、学習者として表現している。

木の根は「基礎分野」「専門基礎分野」の各教科の養分を吸収しながら土の奥深くに力強く根付いていく様子を表現している。

木の幹は、基礎をもとに学びを深め看護観を育んでいく段階であり「専門分野」とした。幹の中心は、「基礎看護」とし「精神看護」が他領域を包み込む構造となっており、5つの専門分野が関連しあっていくことを表現している。

学習者の学びは、講義や演習だけでなく「教科外活動」や「学校生活」からも影響を受け大きく成長していくため、松の木の栄養素となる雨を「教科外活動」とし太陽を「学校生活」と表現している。

松の葉を目標と見立て、学習者が個性豊かに成長することを期待して表現している。

E 自己点検・自己評価

教育水準の向上、かつ本校の教育目的及び社会的使命を達成するため、教職員により自己点検・自己評価を実施している。2024年度の自己点検・自己評価を図25に示す⁽³⁾。

【結果】

時代の変遷はあるが、前述のような厳格な看護教育を継続してきた結果、69年間（1期生～69期生）で3308人の入学者（一年平均47.9人）の内、実に2927人（一年平均42.4人）の卒業生を輩出してきた（図26）。卒業率、資格試験取得率とも88.5%であった。

資格試験合格率は2004年に不合格者を一人出して以降、19年連続100%の合格率を記録している。また卒業生はほぼ全員が、正看護師を目指して進学する、もしくは医療施設に就職し、直近二年間では進学、就職併せて100%であった。図27-1に直近3年間の卒業生の就職先、進学先を示す。進学者の正確な数は把握できていないが、2024年に行った178名の本校卒業生からのアンケート結果では約40%が正看護師資格取得もしくは正看護師取得のため通学中との結果であった（図表27-2）。

【考察】

現実問題として現在准看護師のニーズは減少していく、現時点での浜松市、静岡県の医療への本校の貢献について肯定的に論じるのは正直難しい。本稿では歴史的観点で本校の静岡県の医療への貢献に関して考察するとともに、准看護師という資格のこれからと本校の将来像に関して考察する。

平成元年前後まで准看護師と看護師の数はほぼ同じであったが、その後徐々に准看護師は減少し、対して看護師は増加し、その差は大きくなっている。現在静岡県で働いている看護師のうち准看護師は令和6年現在4200人(11.9%)⁽⁴⁾と少ない状況ではあるが、平成元年までは看護師と同数を占め医療現場での看護業務の主役であった准看護師を昭和世代に多数輩出(1954-1989年で1453人)してきた本校の静岡県の医療への貢献は歴史的に考えても非常に大きいと考える。

現時点で全国で23万人を超える准看護師が就労し、就業場所としては、約3.5割は病院勤務、約6割が診療所や訪問看護ステーション、社会福祉施設、介護保険施設等で勤務しており⁽⁴⁾これらの施設での医業継続には欠かせない存在である。本校卒業生163人に行ったアンケート結果でも、卒業生の約半数が病院、約3割がクリニック、2割が介護施設で就業している(図表28-1)。現在、看護職員は慢性的に不足した状態にあり、看護職員は疲弊し、また看護職員の確保ができないため病棟の閉鎖等も起きている状況がある。実際、浜松市内や静岡県西部地区でも同様で、本校卒業生が多くの施設で活躍している(図28-2)。

准看護師取得におけるメリットとしては、准看護師試験の合格率は、全国平均で例年90%台と高いが⁽⁵⁾、本校は2024年まで19年連続100%の合格をみる、全国的にも有数の高合格率を誇る養成校である。また資格試験は都道府県ごとに開催されており、受験地域を変えれば年に2回受験することも可能である。資格取得しやすく心理的なハードルも低いことから「まずは准看護師資格を目指そう」と考える人も少なくないと考えられる。また准看護師は、二年で資格取得可能であることから看護師よりも資格取得にかかるコストを抑えられる。学校によって差はあるが看護師資格の取得までに300万円以上かかるケースが多い一方で、准看護師は200万円程度で済むことが多い。看護師よりもスムーズに、かつコストを抑えて資格取得できることから、なるべく早く経済的負担を少なく看護職に就きたい方にとって准看護師のほうが好相性と言うこともできる。また准看護師は、働きながらでも子育てしながらでも資格を取得でき、就労と勉強の両立がしやすい点も資格取得の際のメリットと言える。年齢階級に注目すると令和6年の統計で、正看護師において出産適齢期である40歳未満が占める割合は約50%(准看護師は約10%)であるが、准看護師では40-64歳の階層が占める割合が約75%(正看護師40%)であり⁽⁴⁾、准看護師学校の減少による輩出減少の影響から准看護師が高齢化している現状も見て取れるが、見方を変えれば、子育てが一段落した年齢層の多い准看護師は、出産を機に職場を離れる可能性が低く、特に一人でも就業者欠員が出ると日常業務が回らなくなるクリニックのような少人数の医療機関では本校卒業生は大きな役割を果たしている。また当校卒業生は情操教育を通じて礼節をしっかりと教育されており、

特に患者に対しての接遇が集患に直結する小施設からの評価が高い。今後も資格試験の高合格率を維持すること、就職した施設での当校卒業生の活躍を土台に更なる発展を望みたい。

正看護師は国家資格で、科学的根拠に基づく看護の実践力を養い、自律的な判断ができるすることを目標としている。一方、准看護師は都道府県知事が認定する資格で、基礎的な看護技術を習得し、医師や正看護師の指示のもとで業務を行うことが前提である。教育課程や卒業時の到達目標も異なり、准看護師は実践的なスキルが重視される。実際の医療現場において看護にかかるすべての人材が正看護師並みの専門的で複雑な知識を必要としているわけではない。また全ての看護系の就業者が専門看護師などのキャリアパスを必要としているわけではない。看護師不足の中、介護職員では対応が難しい部分を補い、しかも「看護師の指示を受け業務を行うこと」「看護計画を立てられない」ことを除く、医師・看護師の指示さえあれば、ほとんどの看護業務が実践可能な准看護師は医療現場の「影のヒーロー」として、その重要性を多くの施設の方々からお聴きする機会が多い。

本校の入学者数・受験者数はこの数年コロナの影響や准看護師募集の減少などもあり著しく減少している。しかし看護の道を志したいが正看護師になるには年齢や経済的に困難な人々は一定数おり、今後も本校は静岡県に唯一の准看護学校養成校として、そういった方々の夢を実現できる養成機関であり続けたいと考えている。そのためにも本校入学希望者の潜在需要のある介護施設やクリニックなどへの宣伝活動をさらに広げていき、入学者減少を開拓していくと考えている。また本校は今後も正看護師へのキャリアアップを実現できるよう、進学希望者に対する積極的なサポート等支援していく事が、本校の活動目標のひとつである。また正看護師への移行を支援する制度も整備されつつあり、例えば、日本看護協会では看護師学校養成所の2年課程（通信制）への進学支援として、無利息の貸与型奨学金制度を用意しているし、静岡県看護協会や静岡県健康福祉部医療健康局地域医療課にもそれぞれ就学金支援貸与の制度がある⁽⁶⁾。こうした支援を活用し、資格取得を目指す准看護師が増えることも予想される。今後の動向を注視し、自身のキャリアプランを考えることが重要と考える。

AIに奪われにくい職業は、共感力、柔軟な判断力、そして複雑な人間関係や倫理観が求められる仕事であり、医療・看護職はその筆頭である。AIの得意とするデータ処理やパターン認識では代替が難しく、人間の感情や状況に合わせた柔軟な対応や深い洞察、責任ある判断を必要とするからである。本校は、その歴史でも述べた通り、浜松博愛看護婦学校が前身であり、その設立から現在まで実に100年の歴史がある。当校の情操教育は、非常に厳格であり、学生には厳しい面もあるが、それはこの100年に及ぶ当校の歴史が育んできたものであり、誇るべき特色である。今後もAIに取って代わられない、共感力、対人コミュニケーション・感情労働に長けた准看護師を養成し続けていきたいと考えている。

【参考資料】

- (1) 浜松市医師会誌「看護学校」

- (2) 浜松市医師会看護高等専修学校 35 周年記念誌
- (3) 浜松市医師会看護高等専修学校ホームページ
- (4) 厚生労働省令和 6 年衛生行政報告
- (5) 厚生労働省ホームページ「准看護師試験実施状況」
- (6) 公益社団法人日本看護協会ホームページ